

新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金)について

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

はじめに

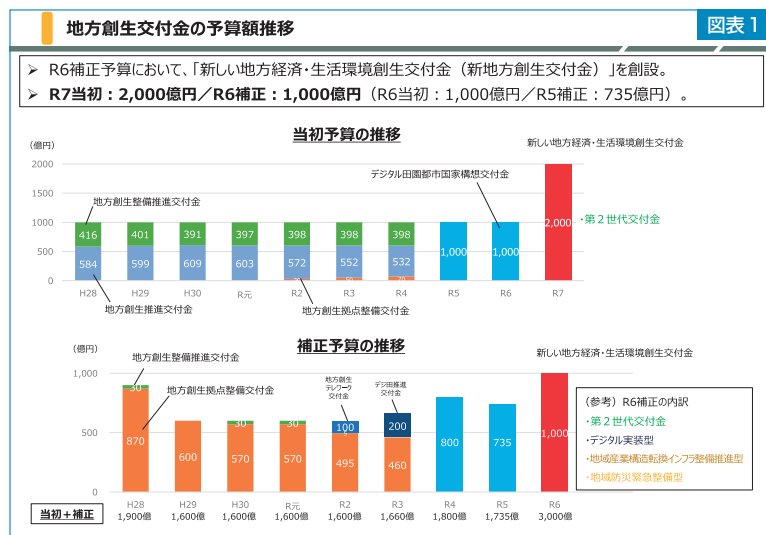
「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生を講ずるため、令和6年度補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」（以下・新地方創生交付金）を創設しました。新地方創生交付金は、地方自治体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取り組みを、計画から実施まで強力に後押しするものです。具体的には、地域資源を最大活用した農林水産業・観光産業などの高付加価値化や、買い物、医療、交通など、日常生活に不可欠なサービスの維持向上の取り組みなどを支援します。予算額については、当初予算と補正予算を合わせ、全体として3000億円を措置しています（図表1参照）。

本稿では、地方の声を聴き、大幅に刷新さ

れた新地方創生交付金の制度概要についてご説明するとともに、従来の地方創生交付金からの改善点をご紹介します。

新地方創生交付金の制度概要

新地方創生交付金については、これまでの交付金の運用の中で各自治体から寄せられた意見も踏まえ、従来の地方創生交付金から主に三つの改善を行い、新たな制度としています。



一つ目の改善は使い勝手についてです。これまでではソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業が別々に申請され、実施されていましたが、新地方創生交付金ではソフト・ハードの制度区分を廃し、両者を組み合わせさせた事業を一本の申請で受け付け、交付決定できるようにしています。さらに、ソフト事業や拠点整備事業を組み合わせることを要件に、関連するさまざまなインフラ整備を支援可能にし、複数要素を組み合わせた、より効果の高い事業を促進することとしています。具体的には、これまでは道（市町村道、林道、広域農道）、污水处理施設（公共下水道、集落排水、浄化槽）、港（港

第2世代交付金（インフラ整備事業）の対象

図表 2

(1) インフラ整備事業にかかる事業の組み合わせ

インフラ整備事業を実施する場合、以下の組み合わせを条件とする。

- ① 下記の事業分野を跨がる複数事業を対象とし、インフラ整備事業（2事業以上）＋ 拠点整備事業 or (andも可) ソフト事業

組み合わせ	インフラ整備事業	拠点整備事業	ソフト事業
例	農業農村整備・水産基盤整備	農林水産加工施設	農水産物の高付加価値化・輸出促進

(注) 複数事業については、複数交付の事業に跨りなくても可。拠点整備事業とソフト事業はどちらでも可。

- ② インフラ整備事業（1事業）＋ 拠点整備事業 ＋ ソフト事業

※ただし、ソフト事業で全事業費の2割を超える場合はソフト事業との組み合わせのみで可とし、拠点整備事業は不要とする。

組み合わせ	インフラ整備事業	拠点整備事業	ソフト事業
例	都市環境整備整備	道の駅の物産等施設	特産品等の開発・販路拡大

(2) 対象となるインフラ整備事業

従来の地方創生整備推進交付金の対象に限らず、幅広いインフラ整備を対象とする。

- ① 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業、砂防事業、地すべりの対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を含む）
 ② 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ③ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ④ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑤ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑥ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑦ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑧ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑨ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑩ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑪ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑫ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑬ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑭ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑮ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑯ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑰ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑱ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑲ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ⑳ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉑ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉒ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉓ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉔ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉕ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉖ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉗ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉘ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉙ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉚ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉛ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉜ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉝ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉞ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㉟ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊱ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊲ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊳ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊴ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊵ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊶ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊷ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊸ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊹ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊺ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊻ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊼ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊽ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊾ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）
 ㊿ 治水事業（社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業を含む）

湾、漁港）の三つの施策に関連する事業のみを対象としていましたが、新地方創生交付金におけるインフラ整備事業は図表2に記載している公共事業全般を対象とし、自治体が地方創生の取り組みを行う際のインフラ整備の選択肢を拡大しています。また、従来の交付金では、「デジタル社会の形成への寄与」を必須の要素にしていますが、新地方創生交付金ではこうしたデジタル活用の義務は設けていません。

二つ目は事業規模についての改善です。新地方創生交付金の当初予算額については、従

第2世代交付金の概要

図表 3

- 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

- ① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援
 ※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。
- ② ソフト・ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化
 ・申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- ③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築
 ・産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定	KPI設定の適切性
自立性	地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1 自治体当りの国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1 自治体当りの国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1 自治体当りの事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中核中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2※ (各交付の交付要領に促す)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における半年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当りの事業計画期間における交付上限額（国費）について、都道府県・中核中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上乗件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上乗件数の例外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

来の1000億円から2000億円に倍増しました。交付上限額についても、1事業当たりの交付限度額を引き上げ、より規模の大きい事業の実施を可能にしています（図表3参照）。例えば、市区町村の場合、年間の申請上限件数は10件、申請上限額はソフト事業・拠点整備事業それぞれ10億円となっています。さらに、これまで補正予算の拠点整備事業については、単年度の事業に限定されていましたが、今般、地方からの強いニーズも踏まえ、補正予算の事業でも複数年度の事業を実施することを可能にしています。

います。

三つ目の改善として、相談や審査体制を刷新しました。

地方創生においては、地域のステークホルダーがアイデアを出し合い、つくり上げた事業について、国が後押しするといことが基本であり、地方の創意工夫を生かしつつ、国と地方が議論を重ねて一体となつて取り組むことが重要です。こうし

おわりに

地方創生2・0の実現に向け、刷新された新地方創生交付金により、地域独自の取り組みを効果的に後押しし、好事例の普遍化を進めていきたいと考えています。令和7年度の第1回募集では1539自治体で、約2185億円の事業を採択しており、全国津々浦々で、地域の課題解決や魅力向上に向けた意欲的な取り組みが始まっています。現在開始している第2回募集については、6月中下旬頃に募集を締め切り、夏頃の交付決定を予定しています。新地方創生交付金の活用については、1年を通して相談を受け付けていますので、地域において解決したい課題や活用にあたってのご不明点などがあれば、まずはご相談いただけますと幸いです。

た考えを踏まえ、これまでは東京の有識者が事業採択の審査を行っていましたが、新地方創生交付金では交付金事業の検討・実施・検証の各段階において、産官学金労言など地域の多様な主体が参画する仕組みとしています。さらに、新たな制度では、PDCAサイクルをより実効的なものとするため、事業の効果検証及び評価結果・改善方策の公表を行うこととしています。また、国の相談窓口は年間を通じて常時対応し、交付金の未活用・低活用自治体も十分に活用できるよう、サポートいたします。

新地方創生交付金

(第2世代交付金)

地方創生交付金を**大幅刷新!**
地方(地方六団体)の声を聴き、地方がそれぞれの特性に応じた発展を
遂げることができるよう、地方にとって**自由度の高い仕組みに!**

1 使い勝手よし

- ・ソフト・拠点・インフラを組み合わせ
て一本で申請可能
- ・デジタル活用の義務はありません



2 事業規模よし

- ・上限額を倍増
- ・補正予算事業でも
複数年度事業が可能に

当初予算は
2,000億円に倍増

ソフト事業・
拠点整備事業それぞれ
上限:10件、10億円/年度
※市区町村の場合

3 相談・審査体制よし

- ・東京の有識者ではなく、地域の多様な
関係者が参画
- ・国の相談窓口は年間を通じて常時対応



まずは相談をしてみましょう!

【お問い合わせ先】

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

電話: 03-6257-1416

Eメール: chiiki.osei-senko@cao.go.jp



市政

令和7年6月号